

第一回 參議院水產委員會會議錄第十五号

付託事件

- 魚の自由販賣に関する陳情(第三百三十二号)
- 魚價引上げに関する陳情(第三百三十二号)
- 漁業用資材の確保に関する陳情(第三百六十八号)
- 資金融通規則の一部改正並びに水産金庫設置に関する陳情(第三百六十九号)
- 魚價引上げ並びに高級魚の自由販賣に関する陳情(第三百七十四号)
- 漁業用網索原料マニラ麻の輸入懇請に関する陳情(第三百七十九号)
- かつを、まぐろ並びにさめ魚の價格引上げに関する陳情(第三百八十一号)
- 大衆向き魚價格の引上げその他魚類の自由販賣に関する陳情(第三百五五号)
- 漁業用燃料の配給に関する陳情(第三百六十六号)
- 魚價引上げに関する陳情(第三百八十八号)
- 臨時資金調整法による漁船建造資金借入に関する陳情(第四百五五号)
- 生鮮食料品並びに水産加工品統制撤廃に関する陳情(第四百三十五号)
- 魚津漁港拡張に関する陳情(第四百九十三号)
- 滋佐漁港船たまり工事に關する請願(第四百七十八号)
- 四倉漁港整備に關する陳情(第五百六十号)
- 漁業法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 松川浦漁港第二期修築工事促進に關する請願(第四百八十六号)
- 焼尻漁港の築設に關する請願(第五百七十七号)
- 八木漁港修築に關する陳情(第二百九十九号)

十九号)

- 江名漁港改修工事費國庫補助に關する請願(第二百一十五号)
- 中之作漁港改修工事費國庫補助に關する請願(第二百一十六号)
- 魚價引上げ並びに高級魚の自由販賣に関する陳情(第三百二十九号)
- 式見漁港浚渫に關する陳情(第三百四十号)
- 兵庫縣柴山漁港改修工事に關する請願(第二百四十七号)
- 焼津漁港構築に關する請願(第二百五十五号)
- 伊東漁港改修に關する請願(第二百七十三号)
- かつを節等の公定價格撤廃に關する陳情(第三百六十一号)
- 水産廳の設置に關する陳情(第三百六十二号)
- 臨時資金調整法による漁船建造資金借入に關する陳情(第四百五五号)
- 生鮮食料品並びに水産加工品統制撤廃に關する陳情(第四百三十五号)
- 魚津漁港拡張に關する陳情(第四百九十三号)
- 滋佐漁港船たまり工事に關する請願(第四百七十八号)
- 四倉漁港整備に關する陳情(第五百六十号)
- 漁業法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 松川浦漁港第二期修築工事促進に關する請願(第四百八十六号)
- 焼尻漁港の築設に關する請願(第五百七十七号)

昭和二十二年十一月十八日(火曜日)午後一時二十九分開會

本日の會議に付した事件

漁業法の一部を改正する法律案
○委員長(木下辰雄君) 只今から水産委員會を開會いたします。予備審査のために廻つて來ました漁業法の一部を改正する法律案を議題に供します。政府委員の提案理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(井上良次君) それでは只今予備審査を願います。漁業法の一部を改正する法律案の提案の理由の大体を御説明を申し上げたいと存じます。

この法律案は漁業法に基く命令中、罰則に關する條項の効力を、昭和二十三年一月一日以降も引続き有効ならしめるためにその命令の違反者に対する罰則を漁業法中に設けようとするものであります。即ち漁業法に基く命令の罰則の中には、明治二十三年の命令の條項違反に關する罰則に關する法律に基いて規定された條項があり、この根拠法律は昭和二十二年十二月三十一日限り無効となりますので、新たにこれに代るべき條項を本法たる漁業法中に設ける必要があるものであります。これが本法案を提出する理由であります。

何卒慎重御審議の上速かに御賛同あらんことを切望する次第であります。

尚法律案の細部の説明は、局長から説明をさせていただきますからどうぞよろしく願ひいたします。

○政府委員(藤田巖君) それでは法律案の各條項に關する細部の御説明をいたします。一應ちよつと初めに御參

いたしました。一應ちよつと初めに御參

考までに読み上げたいと思ひます。

漁業法の一部を次のように改正する。
「行政官廳」を「行政廳」に、「勅令」を「政令」に改める。
第三十四條第一項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「命令ヲ発スル」を「規則ヲ制定スル」に、同條第三項中「前第二項」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加ふる。

前項ノ規定ニ依ル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下の罰金若ハ科料トス
第五十八條ノ二 第三十四條第一項ノ規定ニ依ル規則ニ違反シタル者ハ五百円以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

前項の場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品、漁具及第三十四條第一項七号ノ水産動植物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。
先ず第一に漁業法の第三十四條關係のものに御説明申し上げます。第三十四條の第一項に關する改正は、これは地方自治法の施行に伴う字句の修正でございます。これは何ら實質上の更改で

はございません。

それから次に新しく同條第二項の次に加へようといひます。第二項は、これは先程提案理由の御説明にございまして、從來漁業法に基いて発せられておりました主務大臣の命令中の罰則の條項が、これが憲法の關係で本年限り無効と相成りますので、新たに漁業法中に罰則の根拠規定を設けよう、こういうわけであります。これがこの「前項ノ規定ニ依ル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」、これでありますが、漁業法の第三十四條の第二項又は第三十五條の第二項に基いて、現在汽船トローラー漁業取締規則、或いは機船底曳網漁業取締規則、或いは瀬戸内海漁業取締規則、その他の農林省令が出ておるのであります。これらはいずれも明治二十三年法律第八十四号命令の條項違反に關する罰則に關する法律というものが、御參考に差上げてござ

います。中に書いてございまして、これに基いて罰則を附けておる。この根拠法律が昭和二十二年法律第七十二号の日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律によりまして本年十二月三十一日限り無効と相成ります。従つてこのままに放つて置きますと、現在農林省令で附けておられます罰則が來年一月一日以降はこれに無効と相成つてしまひます。つまり罰則規定がなくなつてしまふわけでありまして、従つて取締をいたすことができなくなります。それで新しくこの漁業法の第三十四條の中にこれに代るべき罰則の根拠法規を設けまして、

そうして「前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金若ハ科料トス」というふうなことを書きたいということでありました。

次に第五十八條の二の關係を御説明いたします。これは從來漁業法の三十四條第一項の規定に基いて各都道府縣知事が漁業取締規則を制定しておられるわけでありました。その中に規定されております罰則も、先に述べましたと同じ理由で本年末限り無効と相成るわけでありました。併し地方自治法の第十五條の規定によりまして、都道府縣の規則に違反したものに對する罰則というものは、これは原則として法律中に直接規定しなければならぬ、こういうことに相成つておりますので、この各都道府縣知事の出しました漁業取締規則の罰則につきましては、これは直接この法律の中に、第五十八條の二といたしまして具体的にその刑罰の規定を設けるという趣旨で、これを立案いたしましたわけでありました。

大体以上がこの法律案の細部に亘る御説明でございます。

○委員長(木下辰雄君) 御質疑があつたら、發言を許します。

○丹羽五郎君 今の局長の説明で、この根拠法律を拵えるということの一部の改正をされることはとうとうといたしました。が、刑罰主義でこれを行うというのについて、非常に罰金なり科料の金額が少いような氣分がいたします。今日千円又は五百円以下の罰金というものは効果は少いように我々は考へるのでありますが、これはただ刑罰主義でこれをやるというなら、僕は刑罰の目的を達せ

られる金額にこの罰金或いは科料というものの金額を、相当額にこれを現わすという必要はないかと、かように考へるのです。その点政府当局の意見を聞いて見たいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) 御尤もな御意見と考へております。実は漁業法の中、罰則の書いてある規定が外にも沢山あるのです。従つてこれに對する罰則だけを高めると今度は漁業法に書いてあります他の規定の一般の前の罰則と又均衡が取れなくなるのです。從來は非常に安い罰金その他の刑で漁業法が全部できております。今度この分だけを特に多くするということは全体との均衡の問題もござります。従つて今回の改正におきましては、取敢えずその根拠法規を直接こちらに設けるというだけの程度に止めまして、全体の罰則が非常に低い問題は、これは漁業法の改正、漁業権制度の改正に伴ひまして、当然やらなければならぬ機会もありましたので、そのときに全面に互つて又均衡のとれておりません点はこれを是正したい、こういうふうな趣旨であります。

○丹羽五郎君 もう一つお尋ねをして見たいのは、今日までこの罰則によつて罰せられた犯罪件数というものの極く最近の統計というものはでき上つておりますか。昭和二十一年度はどれくらいの犯罪件数がありましたか。

○政府委員(藤田巖君) これは実は司法省方面にあれば、その資料があるのをごさいますけれども、最近この種の漁業法違反に對する違反件数というやうなもの調へにつきましてはちよつと手許に持合せておりません次第でございます。

○丹羽五郎君 私の仄聞しておるのには、この漁業法によつて罰せられたというものは極く僅かなもののように聞き及んでおるので、昭和二十一年度のときは総件数としても殆んど僅かな件数であるように考へております。且つ昭和二十年度においても、戦時中においても、これによつての罰則というものは、規則はありますが、まあそれだけ國民がよくこの漁業法を守つたというふうによつて犯罪者が少かつた、こういうふうによつて我々は考へておりますが、この刑罰主義で行くということが法の目的であるならば、ここに少い金額を上してあるということは、他の罰則の金額と均衡をとらなければならぬから、今ここでこういうような僅かな金額を掲げたのだという提案の理由であつたのですが、他の罰則と均衡をとらなければならぬから今ここでこの僅かな額の罰金金額を表わしたということとは、少し僕は根拠が薄弱で、理由が成立たないのではなからうかと、かように考へます。我々新らしくこの改正法律に向つて、而もこれは根本法律として重大なことであるので、もう一つよくこの点は考へて見たい。又政府当局においても、ただ他の條項と均衡がとれないというやうな事務的なことによつて、この法を設けて行くということとは、甚だ我々は立法者の立場においての精神としても面白くないのではないかと、かように考へます。

○政府委員(藤田巖君) 実は今お話にございました点は、司法省と御相談をいたしました際に、司法院と御相談をいたしました際に、現在も問題であります。全面的に現在の事態に合はすためにやろうといたしますと、單に現在憲法の關係で失効をいたします規定の

みならず、その外漁業法に直接刑罰の書いてございます規定も、全面的に當りまして、これを上げて行くということとをいたさんければならぬのであります。さうなうなうによつて参りますと、今度は漁業法自体の内容について、全面的に改正を要する点が沢山あるのであります。單に罰則だけ又いじるということについては、非常に一部だけの改正に止まるというやうな点で、又問題が出て来るわけでありました。私共といたしましては、この漁業法の全面的な改正は、この漁業権制度の改正が當然起ります際に、全面的に触れなければならぬ問題でござりますので、従つてその際にこれを變えて行く。今回の改正はただ憲法の關係で、罰則の根拠法規がなくなる結果困ります点だけを差し当り改正をするというように、最少数限の提案にいたしました次第であります。それで御意見のございました点は、私共といたしましては、この次にやります漁業法の改正の際に、十分考慮いたしたい、こういうふうな思つております。

○丹羽五郎君 もう一点、第三十五條に「汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ」云々とありますが、その母船式漁業というものは現在日本で宮んであります。仮りに宮んでおりますと、どういふ漁業をやつておるか。私は今日の母船式漁業というものは、在來も母船式漁業というものは少なかつたと思うのですが、現在は母船式漁業というものはあります。

○政府委員(藤田巖君) これは現在唯一の例と申しますのは、御承知のように南水洋の捕鯨、これは大きな母船を持つて行きて、さうしてキヤッチ

ヤーが捕捉いたしましたのであるであります。お話のように從來の例えは母船式の「さけ」、「ます」漁業でありますとか「かに」漁業はございせん。母船式捕鯨業というものがございせん。

○丹羽五郎君 それは汽船捕鯨業の中に入つてゐるのではありませんか。

○政府委員(藤田巖君) 汽船捕鯨業というのは沿岸の捕鯨業でございせん。つまり根拠地を利用いたしまして、單に捕鯨船が操業いたしまして、漁獲物の処理は母船によらずに、陸上の施設による。その業態のものをだけを汽船捕鯨業というように規則は分けております。

○丹羽五郎君 そうすると、現在の南水洋のあれは母船式捕鯨業というようにこれを解してやつていられるように解釋しますが、私は今までの母船式漁業というものは「さけ」、「ます」の漁業それ以外には母船式「まぐろ」漁業という、この三つのものが即ち日本の漁業だというように解しておつたのですが、今の局長の御説明でその点はよく理解いたしました。

○委員長(木下辰雄君) 外に質疑はありませんか。別にありませんか。質疑がなければ本日はこの程度で委員会を閉会いたしますと思ひます。これで閉会いたします。

午後零時五十二分散会。

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君
大島農夫雄君
門田 定藏君
丹羽 五郎君
松下松治郎君
寺尾 豊君

田中 信儀君
岩男 仁藏君
江熊 哲翁君
三好 始君
千田 正君
前之園喜一郎君

政府委員
農林政務次官 井上 良次君
農林事務官(水産局長) 藤田 巖君

十一月十日日本委員会に左の事件を付託された。
一、澁佐漁港船たまり工事に関する請願(第四百七十八号)

(請第四百七十八号) 昭和二十二年十一月一日受理
澁佐漁港船たまり工事に関する請願
請願者 福島縣相馬郡原町長 渡邊敏

紹介議員 橋本萬右衛門君
福島縣下澁佐海岸新田川河口は、御堂崎岩壁の崩壊のため河口が浅くなり荷積船は勿論漁船の出入も出来ず近海の大漁場も漁船の足たまりを失い漁獲水揚も不可能の状態となり漁村の困窮と消費地たる原町地方民の不利不便真に大なるものがあるので、昭和二十三年度において右河口の改修工事を実施したいから、國庫より相当額の補助金を交付されたいとの請願。

十一月十一日本委員会に左の事件を付託された。
一、四倉漁港整備に関する陳情(第五百六十号)

(陳第五百六十号) 昭和二十二年十月三十一日受理
四倉漁港整備に関する陳情
福島縣石城郡四倉町長 花澤乙丸

外三十一名

四倉港は、常磐線唯一の交通便利の地で、小名濱と宮城縣塩釜との間における唯一の避難港である。最近水産漁獲高の上昇により水産加工場の施設等発展を極め船舶の出入富に活潑であるが、第二期港灣工事が未完のため、港口の利用能力は日と共に低下する現状であるから、四倉港漁港的價値と沿岸漁業の發展を計るためにも速かに当港を整備完成せられたいとの陳情。

十一月十四日予備審のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、漁業法の一部を改正する法律案(予第八十一号)

漁業法の一部を改正する法律案
漁業法の一部を次のように改正する「行政官廳」を「行政廳」に、「勅令」を「政令」に改める。

第三十四條第一項中「地方長官」を「都道府縣知事」に、「命令ヲ發スル」を「規則ヲ制定スル」に、同條第三項中「前第二項」を「第二項」に改め、同條第二項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ニ依ル命令ニハ必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得
前項ノ罰則ニ規定スルコトヲ得ル罰ハ三月以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ千円以下ノ罰金若ハ科料トス

第五十八條ノ二、第三十四條第一項ノ規定ニ依ル規則ニ違反シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ処ス

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル漁獲物、製品、漁具及第三十四條第一項第七號ノ水産動植物ハ之ヲ沒收スルコトヲ得但シ犯人ノ

所有シタル前記物件ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。

十一月十七日委員会に左の事件を付託された。
一、松川浦漁港第二期修築工事促進に関する請願(第四百八十六号)
一、焼尻漁港の築設に関する請願(第五百七号)

(請第四百八十六号) 昭和二十二年十一月四日受理
松川浦漁港第二期修築工事促進に関する請願
請願者 福島縣相馬郡中村町長 三田四郎外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君
松川浦漁港の第二期修築工事は、工事費八十万円をもつて昭和二十一年度に起工されたが、物價高騰のため、昨年度及び本年度の如き工費では、修築工事は、はかどらずその完成までに相当の年月を要するものと思われる。かくては國家焦ひの急務たる水産資源の開発に役立たず、地元殖産興業の振興にも大なる影響を及ぼすことになるから、最大限度の工事費の予算を計上して、第二期修築工事の促進を計られたいとの請願。

(請第五百七号) 昭和二十二年十一月六日受理
燒尻漁港の築設に関する請願
請願者 北海道苫前郡燒尻村長 志水要

紹介議員 木下源吉君外二名

北海道燒尻漁港は、昭和十四、五兩年度にわたる事業計画の下に総工事費七万二千元をもつて完備したが、その後人口増加と漁業の振興により出入船舶が著しく増加したので、同港の收容能力は、需要の十分の一にも達しない有様で時化の場合には漁獲物を全部放棄、船を巻揚げて避難する状態を、その都度漁船、漁具に甚大なる被害をこうむり、又漁獲能力も三分の二以上滅殺されている実状であるから、新日本建設に寄與する当港の重要性を考慮され築設を早急に実施されたいとの請願。

昭和二十三年四月十六日印刷

昭和二十三年四月十七日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局